

2 5 陳 情 第 1 2 号	(仮称) 新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例(案)に関する陳情
付 託 委 員 会	防災等安全対策特別委員会
受理及び付託 年 月 日	平成25年5月21日受理、平成25年6月11日付託
陳 情 者	新宿区新宿————— ————— 代表取締役 —————

(要 旨)

(仮称) 新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例について、酒類を提供する飲食店、居酒屋の客引き行為等を禁止する条例を制定しないようにして下さい。

(理 由)

- 1 居酒屋(または、飲食店と言う。)の客引き行為の禁止は、経済産業省・特定商取引法、及び日本国憲法の営業の自由に抵触しています。

経済産業省・関東経済産業局・消費経済課(法の解釈の部署)から教授を受け、確認したもの5項目です。

(1) 居酒屋の路上における営業行為、路上におけるキャッチセールスは、特定商取引法における営業所以外での勧誘行為である。

(2) 居酒屋の路上における営業行為、路上におけるキャッチセールスは、個別訪問と同様、特定商取引法における営業所以外での勧誘行為であり、特定商取引法の訪問販売に位置付けられている。

(3) 居酒屋の路上における営業行為、路上におけるキャッチセールスは、特定商取引法における飲食店としての役務は、飲食の提供である。

(4) 飲食店としての飲食の提供は、特定商取引法にある契約書の交付義務ならびにクーリングオフ制度は除外されている。

(5) 飲食店としての飲食の提供であっても、契約書の交付義務ならびにクーリングオフ制度の除外以外の特定商取引法の法律は適用される。

東京都迷惑防止条例、経済産業省・特定商取引法には、居酒屋・飲食店が路上における客引きにあたって注意する事項はありますが、居酒屋の路上における客引き行為そのものを禁止する法律はありません。現在の日本国憲法、および日本の法律は、居酒屋・飲食店の路上における客引き行為を保護しています。新宿区において、居酒屋・飲食店の路上における客引き行為を禁止する条例を制定することは、日本国憲法に反し、経済産業省・特定商取引法を無視したものになりますので、違法な条例であり、

無効となる条例です。よって、新宿区議会が、日本国憲法および、日本の法律に反した条例である、居酒屋・飲食店の路上における客引き行為を禁止する条例を制定することがないようにして下さい。

平成25年3月に就任した公正取引委員会委員長 杉本 和行氏は、「カミソリ」の異名をもつ元財務事務次官で、要職を歴任された方です。杉本 和行公正取引委員会委員長は、「公正かつ自由な競争を促進することを通じ、我が国経済の活性化を図り、消費者の利益を確保するという公正取引委員会の使命を果たしていくことは極めて重要です。独占禁止法の執行をはじめとする競争政策の推進という公正取引委員会の取組は、公正な市場を担保することにより、経済活動が活力をもったものとなることを目指しています。これは、日本経済の発展を促し、支えていく上での重要なインフラを提供するものです。このため、経済の実態に即応しつつ、独占禁止法の厳正かつ適正な執行等、競争政策の推進に取り組んでいくことは、我が国の経済が活力をもって発展していく上で極めて重要な基盤を確保するものであると考えております。

具体的な施策として、まず第一に、厳正かつ実効性のある独占禁止法の執行を確保していくことが重要です。独占禁止法に違反する行為に厳正に対処していくことは、経済の活性化、消費者の利益に資するところであります。」と語っておられます。

居酒屋は、法律に基づいた営業所以外での勧誘行為という営業スタイルを取り入れることによって、曜日や時間帯によって、飲食料金やサービスに工夫を凝らして、消費者に提供することができるようになりました。そして、消費者により快適で、安価な飲食の提供を行うことができるようになりました。これは消費者の利益を確保するものとなっています。また、路上におけるキャッチセールスという営業方法を取り入れた居酒屋が、飲食業界に参入して、公正で自由な競争が行われることによって、経済の活性化に資するものとなっております。

客引きの居酒屋を潰して商店街から追い出す計画を実行してきた者たちは、客引きの居酒屋の競合相手であり、利害関係にある者たちです。新宿区の居酒屋の客引き禁止の条例案は、客引きの居酒屋を潰して商店街から追い出すために、談合があり、計画されたものです。弊社は、客引きの居酒屋を潰して商店街から追い出すために、違法な妨害活動を繰り返してきた利害関係者が、公正取引委員会によって、厳正な対処を受けるように措置を講じてまいります。さらに法的な手続きを踏んで、違法行為に対しての処分を求めてまいります。

新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例について、酒類を提供する飲食店、居酒屋の客引き行為等を禁止する条例は、日本国憲法、経済産業省・特定商取引法、公正取引委員会・独占禁止法に違反する条例ですので、新宿区長、新宿区議会は、新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例について、酒類を提供する飲食店、居酒屋の客引き行為等を禁止する条例は、制定しないようにして下さい。